

5009 輸出申告の際に必要な書類

輸出申告は、必要事項を記載した「輸出（積戻し）申告書」を税関長に提出することにより行いますが、輸出申告書の添付書類として、仕入書又は仕入書に代わる書類が必要となります。

また、場合によっては、次の書類が必要となります。

1. 包装明細書
2. 輸出関係他法令の許可・承認証等（他法令該当貨物の場合）
3. 関税定率法等の規定により、関税の軽減、免除又は払い戻しに関連して輸出申告に際し特定の書類の提出を必要とされている貨物については、その書類
4. 消費税及び地方消費税を除く内国消費税の輸出免税を受ける貨物については、輸出されたことを証明する申請書等

（関税法第 68 条、第 70 条、同法施行令第 61 条、関税定率法第 11 条等、関税暫定措置法第 8 条、酒税法第 29 条等）